

## 総務委員会会議録

日時 平成27年12月14日(月) 開会時間 午前10時 2分  
閉会時間 午後 3時25分

場所 委員会室棟第1委員会室

委員出席者 委員長 塩澤 浩  
副委員長 遠藤 浩  
委員 高野 剛 石井 脩徳 前島 茂松 渡辺 英機  
奥山 弘昌 山田 七穂 久保田松幸 土橋 亨

委員欠席者 渡辺 英機(午前中欠席)

説明のため出席した者

公安委員 石川 恵 警察本部長 飯利 雄彦  
警備部長 輿石 靖 交通部長 奥脇 勝美 刑事部長 藤原 芳樹  
生活安全部長 川崎 雅明 総務室長 市川 和彦  
会計課長 初原 豊 交通部参事官 中山 良彦 交通部次長 三浦 元彦  
捜査第一課長 小林 敏廣 刑事部参事官 楠 宏一  
警察学校長 輿水 雅彦 首席監察官 細入 浩幸 総務室参事 古屋 秀敏  
警務部参事官 窪田 圭一 警務部参事官 岡田 寿雄  
警務部参事 有泉 照夫  
生活安全部参事官 佐藤 岩生 警備部参事官 荒居 敏也  
地域課長 矢崎 正美 警備第二課長 小俣 隆弘  
交通指導課長 平山 清司 交通規制課長 岩柳 治人  
運転免許課長 跡部 位 組織犯罪対策課長 宇野 晃 監察課長 志田 浩  
厚生課長 石川 善文 捜査第二課長 宮川 俊樹  
少年・女性安全対策課長 西山 雄三 通信指令課長 小俣 宏

知事政策局長 松谷 莊一 企画県民部長 守屋 守  
リニア交通局長 佐藤 佳臣  
知事政策局理事 市川 満 知事政策局理事 弦間 正仁  
知事政策局次長 手塚 伸  
政策参事 中澤 宏樹 秘書課長 平賀 太裕  
広聴広報課総括課長補佐 内藤 卓也  
行政改革推進課長 石原 啓史 富士山保全推進課長 長田 公  
人口問題対策室長 三井 薫  
企画県民部理事 渡辺 祐一 企画県民部次長 布施 智樹  
企画課長 上野 直樹 北富士演習場対策課長 中込 巖  
情報政策課長 中野 修 統計調査課長 古屋 久  
県民生活・男女参画課長 市川 美季 消費生活安全課長 杉田 真一  
生涯学習文化課長 内田 不二夫  
リニア交通局理事 清水 豊 リニア交通局次長 岡 雄二  
リニア交通局技監 市川 成人

リニア推進課長 小田切 浩 交通政策課長 深沢 修

総務部長 前 健一 会計管理者 望月 洋一  
人事委員会委員 小俣 二也 代表監査委員 小野 浩  
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁  
防災危機管理監 堀内 浩将 総務部理事 芹沢 正吾  
総務部次長 宮澤 雅史 総務部次長(人事課長事務取扱) 小島 徹  
職員厚生課長 半田 昭仁 財政課長 三井 孝夫 税務課長 鷹野 正則  
管財課長 中澤 和樹 私学文書課長 森田 貴夫 市町村課長 泉 智徳  
防災危機管理課長 山下 宏 消防保安室長 小澤 浩  
出納局次長(会計課長事務取扱) 大柴 節美 工事検査課長 丸山 哲  
管理課長 渡辺 健 人事委員会事務局長 原間 敏彦  
人事委員会事務局次長 大塚 克秀 監査委員事務局長 広瀬 正三  
監査委員事務局次長 齋藤 修 議会事務局次長(総務課長事務取扱) 佐野 光一

議題 (付託案件)

- 第81号 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例制定の件
- 第82号 山梨県消費生活条例及び山梨県県民生活センター設置条例中改正の件
- 第83号 山梨県住民基本台帳法施行条例中改正の件
- 第84号 山梨県県税条例中改正の件
- 第87号 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等中改正の件
- 第88号 平成二十七年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第二項歳入各款、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正
- 第90号 指定管理者の指定の件
- 第99号 当せん金付証券発売の件
- 第101号 公立大学法人山梨県立大学の定款変更の件
- 第102号 公立大学法人山梨県立大学の中期目標を定める件
- 第103号 ダイナミックやまなし総合計画策定の件

請願第27-10号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第27-10号について、採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時02分から午前10時41分まで警察本部関係、休憩をはさみ午前11時03分から午後1時57分まで、途中午前11時45分から午後1時32分まで、午後1時45分から午後1時46分までの2度の休憩をはさみ知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ午後2時30分から午後3時25分まで、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

第87号 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等中改正の件

質疑

遠藤副委員長 国の法律が変わったから県条例を変更するということですが、何点が疑問点がございますので、お伺いしたいと思います。

まず、ゲームセンターへ立ち入りすることができるということで、改正後は保護者の同伴があればいいということで、緩和というふうに見てもいいと思いますが、都会のゲームセンターと、県内にあるゲームセンター、あるいは県内にはそういうところはないようですが、ギャンブル性の高いゲームが置いてあるようなゲームセンターなど、どのような想定をされて、今の本県の条例改正をするのかをお伺いいたします。

佐藤生活安全部参事官 現在の条例では、16歳未満の者は、例えば家族で夕食を食べた後の午後6時過ぎには、たとえ保護者同伴でもあってもゲームセンターへの入店はできないという規制になっております。しかしながら、この改正によりまして、保護者が同伴であれば午後10時までは入店しても問題がなくなり、緩和されるということでございます。

遠藤副委員長 私どもが行くような商業施設等にあるゲームセンターは、比較的ファミリータイプのゲームセンターが多いですが、そういう中で、現状、どのような本県特有の課題があって、改正することによって市民の皆さんに、どのように楽しんでいただけるというものが、そういう想定をどんな形でされているのかということですが、

佐藤生活安全部参事官 大型ショッピングセンターなどで、ゲームセンターは区画を設けて子供が遊んでいるという状況が見受けられますが、大型ショッピングセンターなどの一角に遊戯施設がある場合は、その区画が他から容易に見渡せて、買い物やレストランなどの他の営業区画に対する面積が1割を超えなければ、規制をするゲームセンターではございません。

したがって、いわゆる大型ショッピングセンターにあるゲームセンター等につきましては、家族と一緒に買い物に行くなどして楽しめるという状況でございます。

遠藤副委員長 保全の協議会を地域を限定して決めるということで、その地域に関しては、その後の説明資料の地図にあります。協議会についてはどういうものを想定されているのか。

佐藤生活安全部参事官 この協議会というのは、特定の指定した地域において、いわゆる特定遊興飲食店営業等が設置された場合、風紀上、問題があるとされた場合については、地元の警察署長、そこを営業している管理者、そこにお住まいの地域住民、これらの方々に協議会を設置して対応策を協議するということでございます。

遠藤副委員長 協議会は、現状、存在しているんですか。今後つくるんですか。

佐藤生活安全部参事官 現状、存在しておりません。今後、こういった店舗が出た際に協議をしていきたいと思います。

遠藤副委員長 もう一つ、ダンスについて説明がありましたが、これもいろいろ幅広くて、社交ダンスのようなものから、ディスコダンスのようなものまで、非常に幅広いんですけれども、こういうダンスの考え方を教えていただければと思います。

佐藤生活安全部参事官 この風俗営業によるダンス営業というのは、風俗営業法が規定された半世紀以上前の定義で、当時は男女の出会いの場という状況がございましたが、現在の国民のダンスに対する意識は、いわゆるヒップホップダンス、あるいはディスコダンス等々、変化してまいりまして、いわゆる文化として国民に受け入れられているという背景がございまして、社交ダンスをはじめ、若者が踊るディスコタイプのダンス、あるいはヒップホップダンスやステップダンス等々、そういったダンスを一般的に含んでおります。ただし、ストリートで踊っているダンスについては規制の対象外ということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 所管事項

#### 質疑

(暴力団対立抗争事件の対応について)

遠藤副委員長 おとといでしたか、暴力団事務所付近に手りゅう弾らしきものがあつたという報道がされたわけですが、今議会の渡辺議員の一般質問でも議論をされておりました暴力団対応についてお伺いをします。一般質問の中でも触れていましたけれども、現状、おとといの事案もあつたというふうに思いますので、どういふ対応をしているのかということと、暴力団の抗争らしきものが存在するのは、全国的に見てもまれなようございまして、県警察としてはどういふふうな見解をお持ちなのか、改めてお伺いをしたいと思います。

宇野組織犯罪対策課長 稲川会山梨一家の分裂に伴う対立抗争事件は、これまでに52件発生をしております。県警察としましては、抗争の早期終結を図るために、特に対立する両組織の構成員らに対する取り締りを強化しているところでございまして、分裂した平成23年5月以降、これまでに両組織の構成員らにつきましては、約150名を検挙したところでございます。

県警察としましては、引き続き、県民や当県を訪れる方々の被害防止、不安の除去に最重点を置いて強力な取り締りを継続してまいりまして、暴力団の弱体化を図ってまいりたいと思います。

遠藤副委員長 重要な部分は県民の皆様への危害とか不安ということだと思いますけれども、具体的にどんな対応をされているのか、お伺いいたします。

宇野組織犯罪対策課長 県民の方々の不安除去につきましては、まずは県警察といたしまして、情報収集の強化というものを図っております。新たに対立抗争事件が発生するおそれを把握した場合には、両組織に対する警告というものを強力的に実施しております。

また、新たな対立抗争事件の発生を抑止するために、暴力団事務所等々、暴力団関係箇所に警察官を24時間、警戒のために配置するなどをいたしまして、被害防止を図っているところでございます。

遠藤副委員長 対応としては警告、あるいは警戒ということなんですが、県民に対してはどんなことをされているんでしょうか。

藤原刑事部長 県民の皆様方に対しましては、いろいろな機会を捉えて暴力団排除活動等をお願いしているところでございます。また、有識者会議等で条例等の改正による提言をいただきましたので、こういったことにつきましても、県民の皆様方の安全・安心のために少しずつ進めていきたいと考えております。

遠藤副委員長 提言をいただいたということなんですが、一般質問の答弁の中では、どういったことということが示されていないように思いますが、その提言に関してはどんなふうに理解されているのでしょうか。

宇野組織犯罪対策課長 提言につきましては、暴力団排除条例を改正をいたしまして、暴力団排除をさらに推進すべき、必要があるということが示されております。具体的には、繁華街等からの暴力団排除を強化するため、甲府市中心街、石和温泉街を暴力団排除を強化するための特別な地域に指定をしまして、風俗営業者等による暴力団に対する利益供与等の規制を強化するとともに、店舗への暴力団員の立ち入りを禁止すること、青少年の健全育成を図るための措置を強化するため、暴力団員が暴力団事務所に青少年を立ち入らせる行為や、暴力団員が青少年を支配下に置く目的で面会するなどの行為を禁止すること、そのほか、事業者等の講ずべき措置の強化、暴力団員への名義貸し行為の禁止規定の新設、民間の暴力団排除活動に対する行政の支援ということを求める内容となっております。

遠藤副委員長 これを受けて、県警察としてどういう考え方をお持ちなのか、県民に向けてどういうふうな発信をしていくのかをお伺いいたします。

宇野組織犯罪対策課長 提言に示されました対策の実現によりまして、暴力団による資金獲得活動、また、暴力団への青少年の勧誘といったことが一層困難になると考えておまして、暴力団が活動しづらい環境の構築が一層推進されることになると考えておりますので、提言の内容を踏まえた条例の改正に向けた諸準備を進めてまいりたいと考えております。

遠藤副委員長 確かに対症療法というか、現状、やるべき内容というのはわかるんですけども、根絶といいますか、根底から議論されているというふうには思えないのですが、例えば貧困とか経済格差とか教育の格差とか、いろいろなことが要因となっているのではないかと想像をしまして、先ほどの説明の中で行政との関わりということがありましたけれども、家庭教育支援法などが決まったということで、今後、住民の教育の原点の部分、家庭教育まで入って行って、人材の育成、とめるのではなくて育てるような考え方の中で根絶に向けていくこと

がいいと思っていますが、その根絶に向けた考え、行政との一体化の中で、家庭や地域、その連携についてはどのようにお考えなんでしょうか。

宇野組織犯罪対策課長 まず、青少年に対する支援ということにつきましては、現在、警察ではスクールサポーターでありますとか、また警察官が、直接、学校等に行きまして、防犯教室ですとか薬物乱用防止教室を行っています。そういった中で、薬物を通じて暴力団の危険性というものをしっかりと青少年に教えていくことが大事だろうというふうに思っています。

こういった取り組みにつきましては、県などの関係行政機関と連携をしながら推進してまいりたいと思っております。

(交通死亡事故の死亡者計上方法について)

土橋委員

先ほど本部長のいろいろな説明を聞いて、私たちもこんな大事なことを知らなかったというか、気がつかなかったような説明もありました。例えば、基本的にハイビームで走らなければいけないなんて、スピードさえ出していなければ対向車に対してのことがあるので、低いほうがいいのかという思いでいたんですけれども、基本はハイビームでという話を聞いて、本当に关心しながら、気をつけようと思ったことと、甲府市内にいと、なかなかスタッドレスに履きかえなんて、雪が降るといふ天気予報が出てから慌てて替えることがありますが、朝晩の寒いときには、スタッドレスが有効ということを知って、いい話を聞いたなと思っております。

その話のほかに1点、質問がありますが、交通事故の死亡者が、昨年49人が今年35人、目標値をまだ1人割っているという話を聞いたんですけれども、誤った記憶でなければ、交通事故で救急車で運ばれて、例えば数日間、生きていれば事故死ではなくなる、例えばその場で亡くなったり、病院で死亡を確認されたとか、1日ぐらいで亡くなったら事故死だというのが、数日間生きていたら、それが原因でも事故死ではなくなるというようなことを聞きました。誤った認識かもしれませんが、数日間経って死亡した方は、この35人の中にカウントはされるものなのか、実際はされていないのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

中山交通部参事官 交通事故でお亡くなりになる方が33人という、とうとい命がなくなっているわけですが、この計上につきましては、24時間以内にお亡くなりになった方を、全国統計で交通死亡事故としております。医学的見地からと聞いておまして、直接的な交通事故の傷害によって亡くなったんであるということなんです。また、別な統計がございますが、交通死亡事故での死者の計上は、24時間以内にお亡くなりになった値でございます。

土橋委員

再度、確認をさせていただきます。例えば、医者が一生懸命に延命治療をしながら、酸素吸入したり、いろいろしながら2日間生きていたら、交通事故死ではないという認識でよろしいんでしょうか。

中山交通部参事官 先ほど申したとおり、24時間以内の方が交通死亡事故ということで統計をとっています。また、30日以内で交通事故によってお亡くなりになったという別の統計もとっております。

土橋委員

今回の33人亡くなっているという、それ以外に例えば交通事故が原因で1週間入院していて、その後、亡くなったという人たちのカウントはこれには入

っていないという見方でいいんですか。

中山交通部参事官 そのとおりでございます。

土橋委員 簡単に言うと、交通事故で亡くなったという人が、今回、33人ですけども、実際把握している中では、33人ではなくて40人になっているのか、50人になっているのかということになると、我々が思っている交通事故死の方というのは、まだまだもっと大勢いるということですね。

中山交通部参事官 死亡事故で24時間以内で亡くなった方は、新聞等で広報しております。それから、重体で治療中で数日たって亡くなった方もいらっしゃいます。そういう数も絶対数を減らしていくべく、交通事故防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

第81号 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第82号 山梨県消費生活条例及び山梨県県民生活センター設置条例中改正の件

質疑

山田委員 幾つかわからないところがありますので、御質問いたします。提案理由によると、消費者基本計画の策定の根拠の条例への位置づけと、消費者安全法の改正に伴うものと、2つの理由がありますけれども、それぞれ改正条例のどの部分が該当するのか、お伺いいたします。

杉田消費生活安全課長 ただいまの提案理由のところにございました計画策定の根拠と、消費者安全法の改正に伴うものと、2つの理由がございますので、それがどこにあるかというお話ですが、議案の27ページの条例案のところを見ていただきたいんですが、そちらのほうの第1条が山梨県消費生活条例の一部改正ということで、この改正条例第1条中の第8条の2という追加になっている項が基本計画の策定に関するものでございます。

28ページの3行目に第31条の第2項中に1号追加というのがございまして、消費者基本計画を策定し云々というところがございますが、この部分が新たに基本計画を策定するために審議会が行うということで追加されたものでございます。そのほかにつきましては、消費者安全法の改正に伴って追加されたものでございます。

山田委員 消費者、特に高齢者のトラブルの増加などに対応して、消費者施策を総合的、計画的に進めるために、基本計画を作成するということは理解できますけれども、さらに計画策定の根拠を条例に規定しなければならない理由ということをお伺いいたします。

杉田消費生活安全課長 先ほどもお話をしたように、消費者基本計画の策定につきましては、総合的に計画的に施策を推進するということが計画を策定していきませんが、それをさらに継続して行うということで、条例のほうに明記させていただきたいということでございます。

なお、都道府県で計画を策定しているところにつきましては、29都道府県のうち23の都道府県が条例に根拠を求めているということで、本県も同様にしていきたいと考えております。

山田委員 来年度から、法に基づき国の資格試験の合格者を消費生活相談員として配置するということですが、現在、県民生活センターには、合格者がいるの



かということをお伺いたします。

杉田消費生活安全課長 法の施行が来年4月1日ということですので、現在は法に基づいて消費生活相談員と呼べる合格者はありません。ただし、法の中でみなし規定がございます。現在、民間資格を持っていて相談業務に従事している者をみなしの合格者とするということですので、今、いらっしゃる相談員の方は、そのまま引き続き、相談員として配置できることとなります。

山田委員 来年4月からの国の資格試験ということなんですけれども、この消費者相談員の資格試験というのはどのような内容になるのか、お伺いたします。

杉田消費生活安全課長 資格試験の試験科目につきましては法律等で決まっております。商品等の消費安全性についての科目と、消費者行政に関する法令等の科目、相談実務、消費生活の一般、経済知識などの5科目の試験をするということになっております。

山田委員 これは少しわかりづらいんですけれども、消費生活相談員と消費生活協力員という2つの役割があるんですけれども、この違いというのは何でしょうか。

杉田消費生活安全課長 消費生活相談員というのは、消費者安全法に基づいて新たに4月1日から設置されるものですが、これは国の資格試験に合格した者が、専門的な知識を持って消費生活相談に当たるということで、県民生活センターの職員ということになります。

消費生活協力員につきましては、今まで消費生活相談員と呼ばれていた方ですが、来年4月からは、法律と同じ名前の相談員では困りますので、協力員ということで名称を変えるということです。実際には消費生活相談員の仲介とか、消費情報の提供なんかを行う施策に協力していただけるように、県で委嘱する住民の方ということになります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第90号 指定管理者の指定の件（山梨県立富士山世界遺産センター）

質疑

山田委員 来年の6月22日が世界遺産登録の3周年記念日ということでセンターが開館予定ということ、また、現在募集中の県民公募債も人気が高いという報道がある中で、世間も注目のセンターとして開館を楽しみにしています。

その中で、幾つか質問をさせていただきます。まず4ページの2の団体を選定した理由の中に、観光情報提供の取り組み及びサービスの向上を図るための具体的な手法が高く評価されたとありますが、具体的にはどのような提案があったのか、お伺いたします。

長田富士山保全推進課長 観光情報提供として特徴的な部分は、今回、公募者に予定をしております事業者におきまして、ICT関連といたしますか、フェイスブックやツイ

ッターなどの、いわゆるソーシャルネットワークサービスと言われる情報発信につきまして、非常に実績があるということで、この部分につきまして、宣伝、PRといったところでの力を発揮できるということが評価されております。

またサービスの向上という部分についてですが、売店を北館に設置をして運営をしてみますが、クレジットカードやデビットカード、電子マネーなどを活用して、外国人が非常にお越しになっているという状況を踏まえて、こうした方々の利便性を向上する取り組みについても行っていきたいということで、この点が評価されました。

山田委員 同じところに施設の管理運営にかかる経費の内容及び利用料金の還元割合についても評価されたとありますが、具体的にどのようなことが評価されたのか、お願いいたします。

長田富士山保全推進課長 まず、施設の管理運営にかかる経費でございますけれども、これは指定管理委託料の提案価格ということでございまして、この指定管理委託料につきましては、私ども、お願いする立場からしますと少ないほうがよいこととなりますが、フジネットのほうが少なかったということが1つあります。

それから、利用料金制ということでございまして、南館の新しくつくります世界遺産センターは有料ゾーンになりますが、こちらにつきまして、事業者がこの利用料金を収入でき、利用者数を向上をしていくインセンティブにもなりますが、一定の目標値を超えた場合に、超えた分を幾ら県のほうへ還元してくれるかということで提案を募ってございます。この点は、フジネット共同事業体につきましては100%還元するという提案でございまして、還元率が高かったということです。

山田委員 今回の委託料の件ですけれども、5ページの欄外のところにフジネット共同企業体7,650万円とありますけれども、2の委託料のところ、7,685万2,000円となっております。この違いというのは何でしょうか。

長田富士山保全推進課長 ただいま御指摘いただきました数値のところでございますが、公募時に提案した条件と最終的な変化に伴います調整ということでございます。具体的に申し上げますと、応募段階におきましては、6月1日から指定期間が始まるという前提で積算をお願いいたしました。このため、最終的に6月22日を開館にしていくということで、任される日にちが少なくなっているということで、この点で50万円ほど少なくなっております。

また、平成29年度、30年度につきましては、募集段階では、消費税等につきまして8%ということで業者から応募をいただいたわけですが、平成29年度以降は消費税率につきまして10%になる見込みで計算し直し、80万円程度ふえるため、50万円と80万円の差額の30万円が出てきているという状況でございます。

山田委員 7,685万2,000円ですが、新しい施設ということもありますから算定は難しいと思えますけれども、この金額は、指定管理制度を導入することによって、経費節減の効果があったかどうかということをお伺いいたします。

長田富士山保全推進課長 7,685万2,000円が2年9カ月ということでございまして、単年度におきますと、例えば平成29年度ベースで考えますと約2,700万円になっています。世界遺産センターは、現状の富士ビクターセンターとあわ

せて建築中の建物を一体的に管理をしていくということで、面積の規模は約2倍になっていますが、この中で、公募時に募集要項で県が算定を行いましたのは、3,670万3,000円ということで、約3,700万円の参考数値を示していたところでございます。したがって、民間のお力を借りることによって、その差額分が節減の効果につながったと思います。

また、現行の富士ビジターセンターにおきましては、単年度、平成26年度の決算ベースになりますが、約3,400万円ベースのため、700万円ほどは低くなっているという状況でございます。節減効果があったと考えております。

山田委員 先ほど御説明いただいたとおりに、経費節減の取り組みの一方で、新たな施設が生まれるということのメリットとして、雇用創出が考えられると思うんですけども、この指定管理業務に携わるフジネット共同事業体が、どの程度の雇用を見込んでいるのかということをお伺いいたします。

長田富士山保全推進課長 フジネット共同事業体からは、応募時に10数名ほどの提案がございました。正確な人数につきましては、これから詳細を詰めていくということでございますけれども、新たに展示施設の受付や内部の案内などの仕事が出てくるということございまして、現行のビジターセンターだけの仕事にとどまらず、仕事が広がっていくというものでございます。私どもといたしましても、雇用が生まれるよう要請をしまして、地域に役立つ施設になれるように努力をしてみたいと思っております。

山田委員 この2年9カ月、約3年という指定管理期間の設定というのは、通常、私の認識では5年が多いという状況の中で、期間が短いというのはどういう理由なのか、お伺いいたします。

長田富士山保全推進課長 今回お願いします世界遺産センターは、既存の富士ビジターセンターを統合して運営するものでございますので、ある意味、そういった点では生まれ変わった新しい施設でございます。経費や運営方法といったものを検証しながら、業務を行っていただく中でそれを確認をして、また改善に努めていくという観点で、標準的な5年よりも短い3年程度ということで、ちょうど年度からいきますと3年度間ということですが、若干、それより短い2年9カ月ということをお願いをしているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第88号 平成二十七年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第二項歳入各款、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

(富士山世界遺産センターの管理について協定を締結することについて)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第103号 ダイナミックやまなし総合計画策定の件

質疑

遠藤副委員長 何回か議論をさせていただいて、全員協議会等々ありました。さまざまな多岐にわたる議員の皆様からの御意見をいただいて、先日の全員協議会においては、最後に知事の御発言もあったということでもあります。それを踏まえて、今後、いろいろな課題がどういうふうに生かされて、また、この計画がどういうふうに行われているのか、今の時点のお考えをお伺いしたいと思います。

中澤政策参事 今、委員御指摘のとおり、全員協議会等で皆様方から貴重な御意見をいただきましたし、パブリックコメントという形で県民の皆様方からもさまざまな御意見をいただいております。先日の全員協議会で、知事からもありましたとおり、やはりこの計画は県庁だけではやっていけませんので、各産業界、県民の皆様方など、全員が一致団結してこの5年間でこの計画を実現して、山梨の発展の土台づくりを行っていくというものになります。知事からもお話がありましたとおり、各年度にきっちり検証させていただきまして、また皆様方から御意見をいただく中で、それを次の年度の当初予算、もしくは補正予算等で生かしながら、着実にこの中に書かれました計画施策事業を実施していけるように努めていきたいと考えております。

遠藤副委員長 一丸となった取り組み体制と言われていましたが、私も御指摘申し上げたように、いろいろな施策にばらけていて本来の目的が見えないようなところも見受けられたり、言葉や表現が難しいような部分もあったりということで、やはり知事の言葉で言えばオール山梨体制をつくるということをおっしゃってますけれども、その体制を築くには、やはりこういったところを、もっと中学生にもわかるような書き方をお願いしたいと思います。提案の参考事項ということで、これから工程表などを加えた計画を決定し公表すると言われていますが、こういう中にぜひわかりやすいオール山梨体制を築き上げるようお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

中澤政策参事 委員の御指摘のとおり、やはり県民の皆様方が具体的にイメージしていただくことは非常に重要なことだと思っております。計画の中にも、リニアが開業した後の2030年頃の期待できる本県の姿というようなことも記載させていただいておまして、極力、県民の皆様方に具体的にイメージができるようにと考えておりますが、御指摘いただいたとおり、引き続き、努力していかなければならないと考えております。議会で議決をいただき、正式決定した後は、広報誌にも載せますし、県のホームページ等でも、さらに図書館とか県民の皆様方が多くお寄りになられるようなところにも計画を置きまして、周知を図りたいと考えております。

さらに、中学生にもわかるという御指摘いただきまして、今後、イラストなどを入れた概要版、見開き8ページとか10ページぐらいになるような資料がございますが、そういうものを作成しまして、さまざまな機会にそれを活用し、

県民の皆様にご理解いただき、県民の皆様と一緒によりよい県をつくっていき  
たいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第27-10号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書採択を求めること  
について

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)  
(「採決」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 まず、継続審査について起立採決の結果、起立少数となった。次に採択に  
ついて起立採決の結果、起立多数となり、採択すべきものと決定した

#### 所管事項

質疑

(ダイナミックやまなし総合計画策定の件について)

前島委員

午前中にダイナミックやまなし総合計画策定の件について、同意をさせてい  
ただきました。ただ、このダイナミックやまなし総合計画策定と同時に、これ  
をいかに計画に基づいて、その達成を図るかということが、第1ステージの組  
み立てとして重要な課題ではないかと思っております。特に国が進める1.8  
人の平均出生率の希望出生率に対して、山梨県の人口対策を1つ見ても、非常  
に速いスピードで計画が策定されているという点でやや心配をし、ハードルが  
少し高すぎるのではないかという感じもしないわけでもないわけです。

その内訳を見ますと、83万6,000人の山梨県の現人口について、これ  
をオリンピック、それから40年ごろの目標値として79万程度、60年ごろ  
には1割程度というような減少にとどめるという計画を策定し、5カ年間で1.  
6を目指して出生率問題などを取り上げているんですが、全体的にこうしたハ  
ードルの高い取り組みを進めていく、それはまさにダイナミックの意欲的な取  
り組みだとするわけでありますが、これを進めていくためにどのような手順を  
踏みながら取り組んでいくかという点が重要なポイントではないかなと思っ  
ております。

そういう点で、まず、本会議において、それぞれの代表質問、一般質問でも  
行われ、過日の全員協議会でも、時間はわずかでありましたけれども議論をし、  
また、本日の午前中、策定について同意し、具体的な計画が策定されるという  
状態でございますが、改めまして、これからの取り組み方について、お話を聞  
かせてもらえればありがたいと思います。

中澤政策参事

11日の全員協議会の際にも、最後に後藤知事から御説明させていただきました  
とおり、今回のダイナミックやまなしの総合計画の基本的事項の73ペー

ジ、取り組みに当たっての考え方というところにも書かさせていただいているわけですが、多様な主体との連携という形の中で、県庁だけではなく、県民の皆様や市町村、企業、大学、研究機関、NPO、さまざまな主体と、それぞれが自分のこととして主体的な役割を持って、産業間、地域間のさまざまな連携を強化しながら、県民の皆様方の総力を結集して、新しい地域づくりに取り組んでいきたいということでございます。

この総合計画の中には39の部門計画もございますので、所管する部局がそれぞれ関係する業界、さまざまな県民の皆様方と一致団結して、自分のこととして考えていただいて、山梨の将来がよりよくなるように、委員御指摘のとおり、ハードルの高いものもございますが、全庁一丸となって、県全体で取り組みを進めていきたいと考えております。

また、知事からも御説明がありましたとおり、毎年、検証も行っていきますので、足りないところ、不足するところがあれば、その都度、新たなやり方、見直し等を図る中で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

塩澤委員長

前島委員に申し上げます。本件に対する審議は第103号議案において十分尽くされたものと思っておりますので、そのほかの所管においての質疑ということでお願いしたいと思っております。また、簡潔にお願いします。

前島委員

平成27年から31年のいわゆる5カ年計画でございますが、その中には、この総合計画に当たって具体的な取り組みの手順というものを準備されるべきものだと思っております。どのような計画を持って、例えば市町村との連携等については、どの辺まで市町村との協議を進めているのかという点なんかの内容なんかも聞かせてもらいたいと思っております。その点はどうなんですか。まず、この計画を進めていく、策定するに当たって、市町村との事前協議、協力関係ということについての連携についてはいかがなんでしょうか。もう既に今年も平成27年度ですね。今年を入れての5カ年計画ですので、非常にスピードを持った取り組みが必要だと見ているんですけども、その点はいかがでしょう。

中澤参事

先ほども御説明しましたように、この中には39の部門計画がございまして、それぞれの計画の中で、例えば今年、人口ビジョン総合戦略を策定してございますが、これらにつきましては、市町村に対する説明会等を数次にわたって行っておりますし、その他、農業施策大綱、林業振興ビジョン、社会資本整備重点計画等におきましても説明し、さまざまな媒体等を通じまして広報することによりまして、御意見を伺う中で、一丸となって進めていきたいと考えております。

前島委員

次に、今年は何の程度まで進めていくのかという年次計画については、どの辺まで詰めていらっしゃるのか、そういう点についても伺いたいと思っております。

中澤政策参事

11日の全員協議会のときにも、詳しい施策事業の工程表というものを参考資料という形でお示しさせていただきましたが、その中で、さまざまな事業についてどういう形でやるのか、平成27年度からの工程表を作成させていただいております。その中にそれぞれの進め方、考え方というのを記載させていただいております。

前島委員 それに伴って、やはり年次計画を立てていく、それに対する政策を推進していくための財源措置というようなものを、やはり平成27年にも提示をしない、5カ年計画の第1年次として、少しわかりにくい感じがするんですけども、その点はいかがですか。

中澤政策参事 今年度の部分につきましては、平成27年6月議会で知事の政策予算という形で提案させていただきました。今回の6つのプロジェクトごとにそれぞれの補正の予算、肉づけをしたものを分類させていただき、計上させていただいておりますので、今年度、進めるべきものは予算措置等をさせていただいているということでございます。

塩澤委員長 委員会に申し上げます。審査の途中ですが、暫時、休憩します。  
(委員長より、既に審議済みの第103号議案関係の質疑が続いたため、所管事項の質疑ということでお願いした。)

前島委員 この事業は、私も全体会で少しお話をしましたように、第1計画の5カ年計画をいかに軌道に乗せるかということが、ダイナミック総合計画の評価点になるということを知事にも申し上げた経過があります。そこには、これだけの大きなハードルを計画として取り組むには、ものすごいスピードアップと県民挙げての総行動計画というような体制で推進していかなければ、ただ計画したで終わってってしまうという心配があるんです。

かつて、田辺時代のときに、100万人人口・1兆円政策という大きなキャッチフレーズでやりました。その時代から100万人人口問題というのは歴史的にも取り上げているんですけども、歴代の知事の中でもなかなか容易ではない。これを、リンケージ人口を含めて知事が掲げていく中で、これをやっていくためには、かなり年次計画で事業を特化しながら順々に進めていくという、より計画性を持った取り組みが非常に重要ではないか。あらゆる団体との組織体制を浸透させていくための手順が、この平成27年度にできなければ、なかなかこの5カ年計画の事業推進というのは容易ではないと大変懸念し、心配をするわけですね。

そういう点で、檄を述べさせていただきながら、その取り組みを急がないと実現は難しいのではないかと、こういうことを申し上げているんです。そういう基本的な考え方を聞きたいというのが、私の質問の論旨なんです。

松谷知事政策局長 委員のいうことは十分、私どもも受けとめまして、総合計画をしっかりとやっていきたいと思っております。その中で、このアクションプランについて着実にやっていきたい、それが土台となる5年間は、非常に重要だというふうに総合計画にも記述しておりますし、委員のいう人口問題は、まち・ひと・しごと総合戦略という、もう1つの計画でしっかりと管理をしていくことになっておりますので、全庁一丸となって、県民の皆様にご協力いただきながらやっていきたいと思っております。

(リニア中央新幹線の南アルプストンネル工事について)

渡辺委員 18日にいよいよ起工式ということで、とうとうそこまで来たんだなという思いが一つあるわけですが、トンネルということですので、本県がどういようなかわり方をしていくのか、残土処理をどうするとか、あるいは搬出するダンプによる生活者への被害はないとか、いろいろなことが想定されるわけですが、現在、県が把握している概要をお聞きしたいなと思うん

ですが、いかがでございますか。

清水リニア交通局長理事 南アルプストンネルにつきましては、8月にJR東海が発注をいたしまして、今週18日に安全祈願祭、起工式を実施する運びとなっております。

その中で、10月、11月にかけて、地元のほうに工事説明会を開催しておりまして、その中で、地元から、当然、工事車両の安全性とか環境への影響といった点、幾つか宿題というか要望等がJRに対して出ているという状況でございます。

今後、そういった地元の安全性に対しては、県でも、当然、事業者と事前に協議をして、いわゆる安全性に関する協定を結ぶということになっておりまして、今現在、運搬とか安全性に関する事前の協議を進めている状況でございます。そういった協議が調ったところで初めて運搬が開始されると理解しております。

渡辺委員 協定を結ぶということですが、協定はどのぐらいの期間を想定しているのか。あと、残土処理に対して県がどのようなかわり方をしているのか、もう計画はできているのか、その辺はいかがですか。

清水リニア交通局長理事 事前協議の進め方でございますが、基本的にはいわゆる残土の処理先ごとに協議を調べていくという運びでやっております。今の段階では1カ所、当面、持っていく場所が決まっております。JRから提示されていますので、その部分の協議を進める。これについては、具体的に何年間でどういう形かというのは、まだしっかりした計画が出てきていませんので、その計画が出たところで具体的な運搬量、期間、日常どういった運び方をするのかといったことがはっきりしてくると思っております。

それ以外に、残土の処理先につきましては、塩島地区というところが1カ所ございますが、それ以外のところについては、まだ現在、JR東海で搬出先を検討中ということでございます。

残土の処理先につきましては、県におきましても、市町からも情報提供をいただく中で、昨年度末に18カ所の候補地を示させていただいております。それらにつきましては、現在、JR東海で、どこへどれだけの量を持っていくかを、検討しているという状況でございます。

渡辺委員 かなり詳細な計画が進んでいるような雰囲気は受け取れるわけですがけれども、忍野村に建てている中学校は、都留のリニアのトンネルの採石を埋め戻してすばらしいグラウンドができたという経緯がありますので、トンネルから出る土砂というのは非常に、そういう意味ではいい残土というか、資源というかが出るような気がするんですけども、18カ所というのは18市町村なのか、いろいろ考え方があると思いますが、県にとって、有効活用していくという、捉え方によっては県土のいろいろな意味でできるのかと思うんですけども、そこら辺の考え方、県としてはやはり市町村と連携をさらに密にしていくという考えは持っておられますか。JR東海にお任せというわけでもないわけですね。その辺を、我々総務委員は知っておかないとならない問題ですのでお願いします。

清水リニア交通局長理事 委員のいうとおり、発生土についてはなるべく活用していくという考え方がございまして、18カ所につきましては、その中に早川・芦安連絡道路、これは、県が計画を検討している事業でございますが、そういったところへの



土砂の活用、リニア駅周辺整備についても将来的に活用していくといったことで、その箇所の中に含まれております。

当然、地元、なるべく運搬は短く、なるべく直近に持ってくるのが一番望ましいということで、早川町のほうからも、いわゆる造成等に使いたいという考えもあり、なるべく近場で活用できるよう協議が進められているということを聞いております。

主な質疑等 総務部関係

第83号 山梨県住民基本台帳法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第84号 山梨県県税条例中改正の件

質疑

山田委員 納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から猶予の制度の見直しを行うとありますけれども、この県税の猶予制度というのはどのような制度か、具体的にお教えいただきたいと思います。

鷹野税務課長 猶予制度でございますが、先ほど御説明いたしました換価の猶予というものと、もう一つ、徴収猶予という2つの制度がございます。徴収猶予と申しますのは、災害、盗難、病気等、納税者が県税を一時的に納付できないと認められる場合におきまして、その困難な金額を限度として、納税者の申請に基づいて1年、これは1回延長して最大2年までの範囲で猶予するものでございます。次に換価の猶予という、今回、お願いするものでございますが、条例の内容にございますとおり、県税を滞納している場合に、差し押さえから公売という一般的な、公売というのは民事執行で言います競売と同じものでございますが、一連の強制換価手続の執行を猶予するものでございます。これは、滞納者の事業の継続、生活維持を困難とするおそれがある場合、やはり1年、1回延長で最大2年までを猶予するものとしております。これを行いますと、納税者のほうでは、延滞金を減免、もしくは全額免除をするというメリットがございます。

山田委員 この猶予制度の見直しを行うということなんですけれども、このことになった背景というものはどういうものなのか、教えていただきたいと思います。

鷹野税務課長 先ほどもお話しさせていただきましたように、平成26年度の税制改正におきまして、納税者の負担の軽減を図るという観点から、国税の猶予制度の見直しが行われまして、それに伴いまして、1年早く、平成27年4月1日から施行されております。地方税につきましては、国税と違い個人事業税ですとか市町村の固定資産税、住民税などもそうですが、複数の納期限が設定されているという事情もございまして、各地方団体の意見を聴取するなどということで、平成27年度税制改正で見直されたところでございます。結果として、地方税法上の基本的な枠組みは国税とほぼ同様な見直しとなっているところでございます。

山田委員 納税者の申請に基づく換価の猶予の創設とありますけれども、見直しの概要というものは、一体どんなものか、また国税や他県との相違点がありましたらお教え願いたいと思います。

鷹野税務課長 換価の猶予というものでございますが、県の場合ですと知事から県税事務所に、全部、委任をしてございますので、実質的には所長の決裁によりまして、職権により適用をしております。これに加えまして、今回は納税者のほうから、おそらく私は換価の猶予に当たるのではないかというふうなことがあった場合には申請ができるということでございます。

あと、これまで税というのは一括納付、納期限までに全部の金額を払うということが原則であったわけでございますが、猶予の制度を正式に拡大することに伴いまして、分割での納付とか申請書の記載事項、これは今までは職権でやっておりましたので、こちらが調べたもので納税者の方に、あなたは換価の猶予に当たるということでさせていただいたんですが、今度、申請をいただくので、こういった資金繰りが苦しいですとか、一時的に関係先が倒産をしますとか、そういった格好の中でどうしても払えないのでよろしくお願したいという記載事項の決定、そういったことを条例で定めなければいけないということになっておりますので、今回、条例改正、整備をしたいと思っております。

条例の規定する内容につきましては、納税者の便宜を考慮いたしまして、国税の内容と同様のものとしております。ただ、都道府県の中には独自で、本県では申請期間を6カ月としておりますけれども、固定資産税などもというところであれば、6カ月もしている間に幾つも納期限が来てまいりますので3カ月としているところもございます。

山田委員 この猶予が創設されるということで、今までこの制度がなかったことによって苦しい思いをしたという企業とかがあると思っておりますが、一体、この制度が適用されるに当たって、企業や納税者は、どの程度、猶予の制度の恩恵にあずかれるのか。また、この見直しを行うことで、県税の徴収への影響というものがどの程度あるのか、お教え願いたいと思います。

鷹野税務課長 換価の猶予につきましては、現在、年平均で10数件程度、多い年で20件少々、少ない年では一桁ということで推移をしております。現在、換価の猶予の適用に当たりましては、納期限までに納めていただいた方との均衡を図る意味合いもありまして、財産調査ですとか滞納経緯の確認、納付計画等について総合的に勘案をいたしまして適用の判断をしております。

今回の法改正によりまして、県のほうから話をする前に、個人のほうからあらかじめ換価の猶予という話をさせていただくことができるようにはなっておりますが、適用の要件が緩和されているわけではございませんので、私どものほうでは、年十数件のものがいきなり倍になる、もっと言えば10倍になるとかということは考えておりませんで、ふえても数件程度ではないかと考えております。そういったことでございますので、徴収のほうにはあまり影響がないかと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第88号 平成二十七年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第二項歳入各款、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

( 投開票速報オンラインシステムの改修について請負契約を締結することについて )

山田委員 債務負担の関係のほうで幾つかお伺いいたします。投開票速報オンラインシステムを改修しなければならない理由というのを、まずお伺いいたします。

泉市町村課長 今回の改修の理由につきましてももう少し具体的に申し上げますと、1つ目は本システムを稼働させるオペレーティングシステムはウィンドウズXPというものでございますが、こちらの保守サポート期間が終了したことで、2つ目といたしまして、現行のシステムの回線でございますが、こちらは旧来型のモデムによるダイヤルアップ電話回線という方式になっておりまして、現在は、この通信方式が一般的でなくなってきております。こうしたことから、今後、何か故障等があったときに、部品交換等に際しまして、調達に不都合が生じる可能性がありまして、選挙の円滑な実施に影響が出るといったことも今後生じてくる可能性がございます。

今回、情報政策課とも協議させていただいた上で、その妥当性についても確認が得られたことから、改修に入らせていただきたいと思いますのでございます。

山田委員 債務負担行為額が多額となっておりますが、過去にこれだけの大きな改修があったのか、お伺いいたします。

泉市町村課長 このシステムについては、平成13年度に県の選挙管理委員会に導入してからは、その後、市町村合併があって行政区域の変更がございました。そのほかに選挙区の見直しでありますとか、選挙制度、在外投票における小選挙区選挙の導入等がございまして、その都度、数百万円程度の小規模なシステム改修を行ってまいりました。

ただ、今回のようなシステム全体を動かすオペレーティングシステムや機器の更新といった抜本的な改修につきましては、初めての実施となります。

山田委員 限度額が2,290万円となっておりますけれども、このシステム改修に伴う契約の選定方法というのをお教えいただければと思います。

泉市町村課長 こちら、正式には今議会で予算、債務負担行為を認めていただいたからの契約となりますけれども、今回、このシステムの特異性から考えまして、現在のシステムを構築した事業者の日立製作所というところですが、こちらによる改修が最も効率的であるという結論が得られました。そのため、出納局とも相談させていただいた上で、地方自治法上、認められております同じ事業者による随意契約を検討しているところでございます。

山田委員 この財政負担を軽減するための工夫か何かをしているようであれば、具体的にお教え願いたいと思います。

泉市町村課長 今回のシステム導入に当たりましては、本システムが地方選挙、県議選で用

いられることはもちろんなのですが、衆議院選挙や参議院選挙といった国政選挙にも活用できるということがございまして、その大部分、今回2,298万円の設定でございますが、そのうち1,600万円程度を国庫委託金を充当できるように、国と調整を図っているところでございます。

山田委員 今補正予算に債務負担行為を計上するのはなぜか、理由をお伺いいたします。

泉市町村課長 今回の補正予算に計上させていただきます背景といたしましては、まず1つ目といたしましては、先ほど少し申し上げましたけれども、運用確認、それから改修に約6カ月を要するということから、来年7月ごろに執行が予定されている参議院選挙での運用開始を図りたいという観点。2つ目といたしましては、先ほど申し上げました国庫委託金の充当に当たりましては、平成28年度に支出する経費があるということが条件になっておりまして、現在の時点で債務負担行為を設定させていただくのが県の財政負担の軽減にも資するのではないかと考えまして、今回の補正予算において計上をさせていただきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第99号 当せん金付証券発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第101号 公立大学法人山梨県立大学の定款変更の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第102号 公立大学法人山梨県立大学の中期目標を定める件

質疑

遠藤副委員長 まず、今回の第2期目標の設定ということが、ダイナミックやまなし総合計画からの反映ということなんですが、第1期目標というものがあつたわけで、これがどういうふう反映され、生かされているのか、第1期目標との連動というのはどうなっているのかをお伺いいたします。

森田私学文書課長 第2期の県立大学の中期目標につきましては、基本的には第1期の目標を踏まえて策定するものとしたところであります。第1期の期間の評価につきまして、評価委員会が、評価をいただいているところでありますけれども、これまで業務実績についてほぼ順調に実施しているとの御評価をいただいているところですので、その内容を踏まえた形で、新たに策定したダイナミックやまなし総合計画の内容に対応させていただきたいと思っています。

そのような中におきましては、これまで評価の内容といたしまして、国の知の拠点整備事業、いわゆる大学COC事業の採択を受けて地域貢献をしたことの取り組みや、看護学部の県内就職率の目標達成については高い評価を受けている一方、社会の実質的な担い手や指導的な人材の育成をさらに進めること等が必要との指摘を受けているというふうに承知しております。

遠藤副委員長 宮本議員が県立大学への今後の期待を込めて一般質問をしておりますけれども、その中で、宮本議員の言った社会人に対する学びの場の提供ということが議論されておりました。答弁の中では、地域産業との合致した云々ということですが、これが第2期計画の中で社会人教育の充実に関する目標ということだと認識いたしますけれども、今後、どういうふうな形の中で具体的に進められていくのか、お伺いいたします。

森田私学文書課長 社会人教育の推進であります。県立大学ではこれまで地域研究交流センターが中心となって地域貢献の活動を進めており、各種の教養講座、保育関係者を対象とした学習機会の提供など、社会人を対象として取り組みを行ってきたところであります。

第2期の中期目標におきましては、地域に開かれ地域に向き合う大学という理念に基づいて、社会人教育の取り組みをさらに充実させるため、観光その他の県内産業で働く社会人のニーズに合致した公開講座や、子育て支援者の養成講座、具体的な資格の取得につながるような学習の支援などの実施を求めるとしてあります。

遠藤副委員長 もう1点、宮本議員が大学院等も必要ではないかという議論があったわけですが、ごさいますけれども、今後、この計画を進めるに当たりまして、どういうプロセスで進められていくのか、将来像をお示しいただきたいと思えます。

森田私学文書課長 これまで大学院につきましては、県立大学に3つある学部のうちの看護学部に看護学研究科という大学院が設置されておりました。今般の中期目標におきましては、国際政策学部におきまして、昨年度、今後10年間の学部改革の道筋を定めたNext10(ネクスト・テン)という計画が定められたところでもあり、大学の現状をしっかりと把握する中で、今後、大学院の必要性等を含めた教育研究組織のあり方について、引き続き、検討させていただきたいと考えております。

先ほど触れさせていただきましたが、中期目標を踏まえて、大学においては新たな中期計画を策定して業務を推進していくこととなりますので、県としましては、大学と定期的な意見交換の機会を確保して、しっかりと緊密に連携して中期目標の達成を目指していきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- ・警察本部関係の審査の冒頭、飯利警察本部長から交通事故防止の注意喚起について発言があった。
- ・総務部関係の所管事項審査の冒頭、まず、小澤消防保安室長から県消防協会の使途不明金に係る訴訟の状況について説明、次に、小島総務部次長（人事課長事務取扱）から人材育成と人事管理に関する基本方針の改定について報告があった。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・県内調査を1月28日に実施することとし、詳細については後日通知することとした。
- ・11月6日に実施した閉会中の継続審査にかかる県内調査について、議長あてに報告した旨の報告があった。

以 上

総務委員長 塩澤 浩